

第5章 海外との経済交流、観光交流

5－1 海外との経済交流

1 貿易の状況

山形県貿易実態調査によると、令和5年に貿易実績があるとした企業は299社で、当該企業による貿易額は、輸出額が1,679億円、輸入額が4,124億円、輸出入計が5,803億円となっています。

品目別でみると、輸出では、電気・電子機器・同部品が最も多く618億円（36.8%）、次いで機械・同部品が503億円（30.0%）、化学製品が446億円（26.5%）と、上位3品目で全体の9割以上を占めています。輸入については、化学製品が最も多く1,587億円（38.5%）、次いで電気・電子機器・同部品が1,322億円（32.0%）、鉱物性燃料が514億円（12.5%）と、上位3品目で8割以上を占めています。

また、地域別でみると、輸出、輸入ともにアジアが多く、輸出が1,187億円（70.7%）、輸入が1,895億円（46.0%）となっており、アジア以外では、輸出は北米251億円、輸入は欧州1,417億円が続いています。

表 5-1-1 貿易額の推移（山形県）

（単位：上段 百万円、下段 %）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
輸 出	110,817	110,656	142,441	147,379	167,907
前年比増減率	0.0	△ 0.1	28.7	3.5	13.9
輸 入	299,074	330,020	388,308	391,699	412,393
前年比増減率	3.7	10.3	17.7	0.9	5.3
輸出入計	409,892	440,676	530,748	539,078	580,299
前年比増減率	2.7	7.5	20.4	1.6	7.6

グラフ 5-1-1 貿易額の推移（山形県）

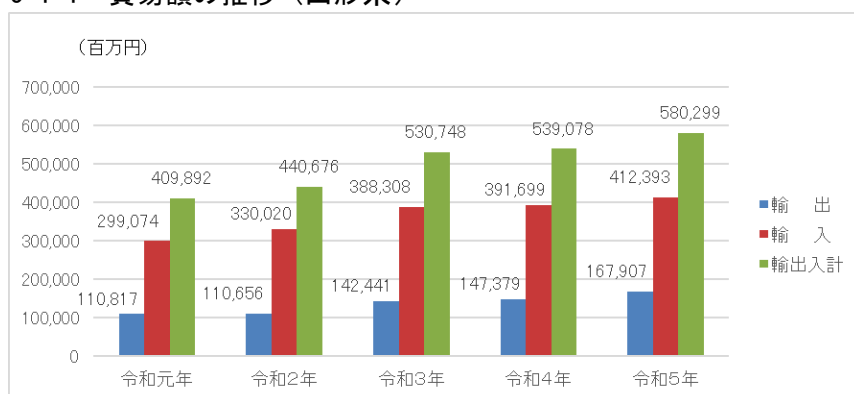


表 5-1-2 令和5年品目別貿易額

品目名	輸出額 （百万円）	輸入額 （百万円）
繊維・同製品	62	24
金属・同製品	1,531	5,105
機械・同部品	50,298	31,428
電気・電子機器・同部品	61,807	132,166
鉱物性燃料	9	51,406
化学製品	44,550	158,676
石材・同製品	53	40
木材・同製品	100	710
飲食品	2,934	6,533
農水産物	456	14,157
その他	6,108	12,148
合 計	167,907	412,393

表 5-1-3 令和5年地域別貿易額

地域	輸出額 （百万円）	輸入額 （百万円）
アジア	118,685	189,540
北米	25,081	23,439
中南米	2,110	4,672
欧州	21,399	141,729
アフリカ	55	1,275
大洋州	136	46,488
中東	295	144
不詳	146	5,106
合 計	167,907	412,393

※四捨五入の関係により、各項目の和が小計、あるいは合計と一致しない場合があります。
（県産品・貿易振興課「山形県貿易実態調査（令和5年版）」）

県では、関係団体や輸出支援機関と連携しながら、県産酒や加工食品を中心とした県産品の輸出拡大に向けた取組みを展開しています。

近年は、貿易障壁が比較的安く高所得者の割合が高い香港や、地理的に近く日本食が浸透している台湾等の地域を中心に、現地高級スーパーでのプロモーションや現地バイヤーとの信頼関係の構築等を行っています。その結果、アジアにおける飲食品の輸出実績は増加傾向にあります。

また、欧州への輸出についてはまだ総量は少ないものの、日本酒などの酒類を中心に近年輸出実績が大きく伸びています。

2 企業の海外進出

本県企業は、75社が136の事業所を海外に設置しています。業種別にみると、75社の内訳は、機械が26社、電機が13社、繊維と食品が各6社、その他が24社、136事業所の内訳は、機械が53事業所、電機が32事業所、繊維が9事業所、その他が42事業所となっています。

事業所を地域別及び国別でみると、東アジア地域が74事業所で全体の54.4%を占めており、その中でも中国（香港含む）が65事業所と最多となっていますが、近年では、中国への一極集中に対するリスク分散や中国国内の人件費の上昇などにより、ASEAN（東南アジア諸国連合）地域への進出も進み、36事業所となっています。

表 5-1-4 本県企業の海外進出の状況

（令和7年6月末現在）

	企 業		事 業 所					
	業 種 別		業 種 別		地 域 別		国 別	
1 位	機 械	26	機 械	53	東 ア ジ ア	74	中 国	65
2 位	電 機	13	電 機	32	A S E A N	36	ベ ト ナ ム	15
3 位	繊維、食品	各 6	繊 維	9	北 米	13	米 国	13
	そ の 他	24	そ の 他	42	そ の 他	13	そ の 他	43
	75 社		136 事業所					

（県産品・貿易振興課調べ）

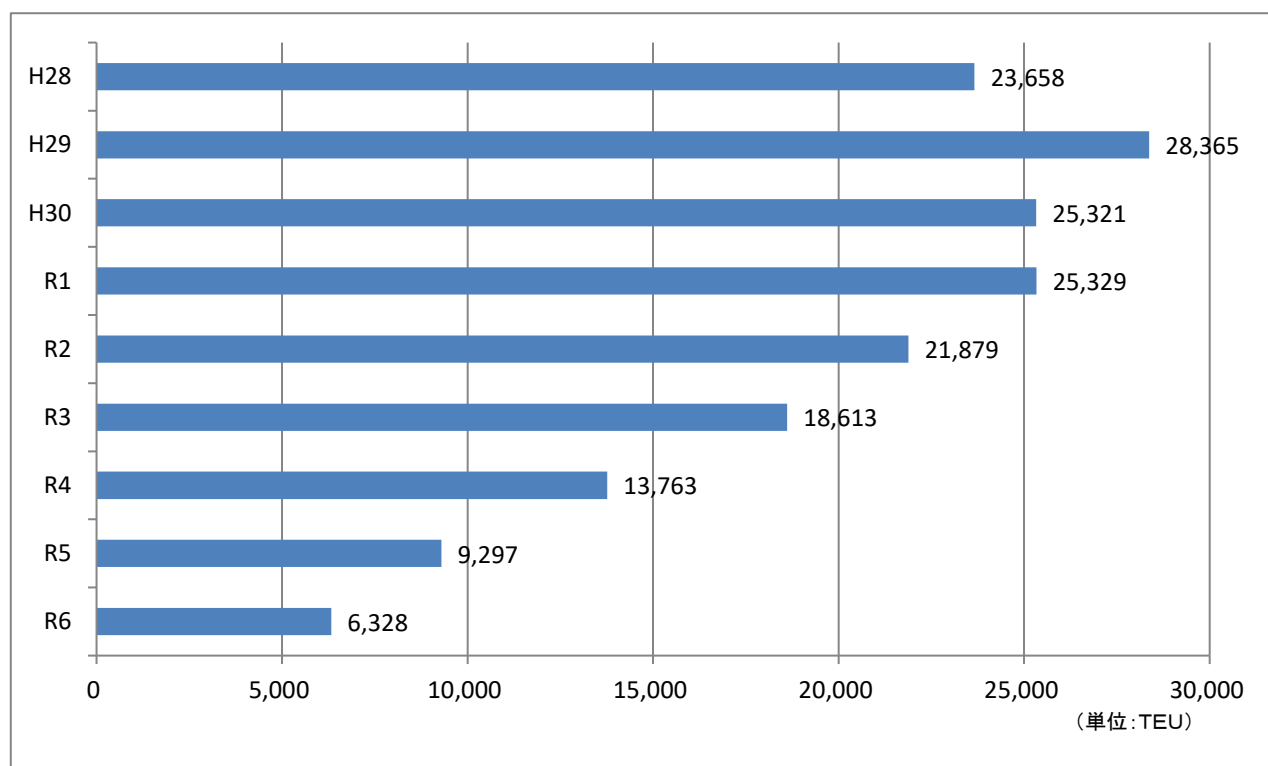
3 酒田港の現状

酒田港は、本県の産業経済活動と広域交流活動を支える世界につながる県内唯一の貿易港として国の重要港湾に位置付けられており、平成7年には国際定期コンテナ航路が開設されました。

平成28年にはコンテナヤードの拡張、平成29年には管理棟やトラックゲートなどの新設、令和元年にはコンテナクレーンの更新・大型化、令和2年にはふ頭用地の造成、岸壁の延伸整備完了など、港湾機能の強化が進み、国際物流拠点として発展し続けています。

定期コンテナ貨物量は、平成29年に歴代最多28,365TEU（※）を記録するも、近年は輸出先国での販売状況の変化や航路再編に伴う国際定期コンテナ航路の減便などの要因により減少傾向にありますが、引き続き、官民一体となったポートセールス活動の展開により、酒田港の利用促進に取り組んでいるところです。

グラフ 5-1-2 酒田港国際定期コンテナ航路貨物量の推移



(県港湾事務所調べ)

※ TEU : Twenty-foot Equivalent Unit の略 コンテナ貨物の貨物量を表す単位で、20 フィートコンテナの大きさに換算するもの。海上コンテナには主に 20 フィートコンテナと 40 フィートコンテナの 2 種類があり、それぞれが 1 TEU、2 TEU となる。

5－2 国際的な観光交流

1 外国人旅行者の受入れ

(1) 国による観光関連施策の推進

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であるとの認識の下、「観光立国推進基本法」の制定（平成 18 年 12 月成立）、観光庁の設置（平成 20 年 10 月発足）、「観光立国推進基本計画」の策定（平成 24 年 3 月閣議決定）等、観光立国を推進する体制整備が行われてきました。

また、観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクションプログラム 2015」（平成 27 年 6 月）において、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年に向けて訪日外国人旅行者数 2000 万人、訪日外国人旅行消費額 4 兆円を目指し取組みが進められてきたところ、目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標設定と必要な対応方策が検討され、「明日の日本を支える観光ビジョン（以下、「観光ビジョン」という。）」が策定（平成 28 年 3 月観光ビジョン構想会議決定）されました。

「観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を 2020 年には約 2 倍となる 4000 万人、2030 年には約 3 倍となる 6000 万人を目指すとともに、訪日外国人旅行消費額については、2020 年には 2015 年の 2 倍を超える 8 兆円、2030 年には 2015 年の 4 倍を超える 15 兆円というさらなる高みを目指すこととされました。

東北においても外国人宿泊者数を 2020 年に 2015 年の 3 倍となる 150 万人泊とするため、新たに「東北観光復興対策交付金」が平成 28 年 4 月に創設されるなど、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地復興の加速化に向け、官民一体となった取組みを進めた結果、2019 年には 168 万人泊となり、目標を 1 年前倒しで達成しました。

ところが、2020 年に新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るうと、インバウンド需要は一時的に消滅し、国内旅行も半減するなど、観光は未曾有の深刻な影響を受けました。コロナ禍を経て令和 5 年 3 月に策定された新たな「観光立国推進基本計画」においては、コロナにより顕在化した観光地の生産性の低さや人材不足といった構造的課題を解決するため「持続可能な観光地域づくり」「消費額拡大」「地方誘客促進」に取り組むこととし、令和 7 年までの目標値として、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数 100 地域、訪日外国人旅行消費額単価 20 万円等の目標が示されました。

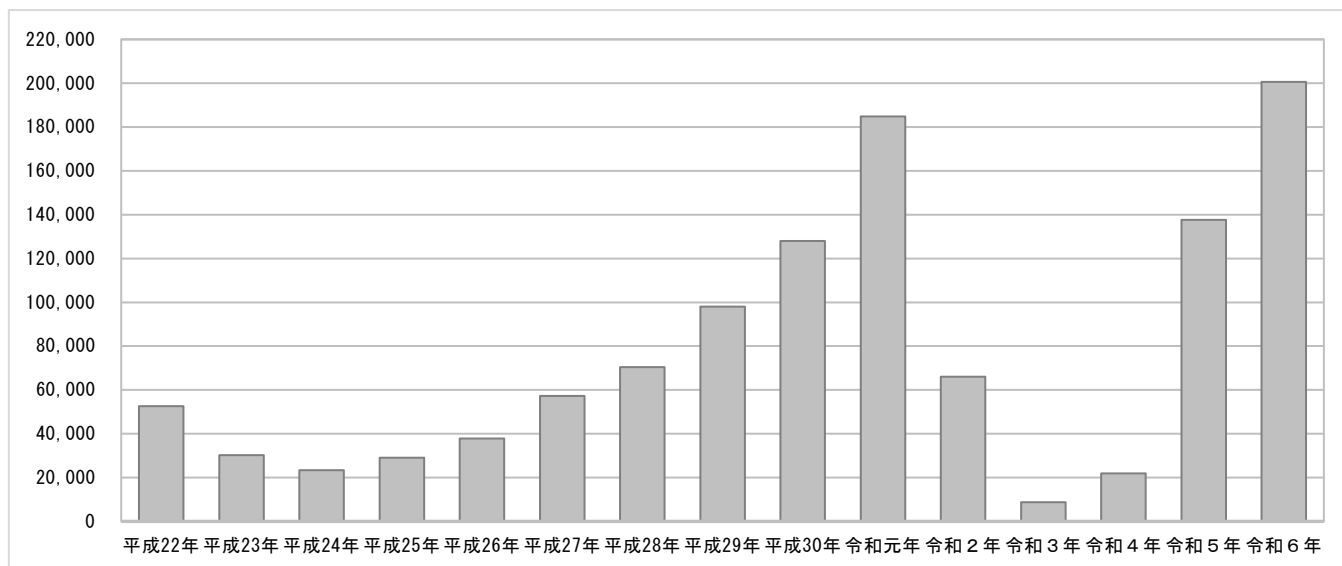
(2) 外国人旅行者の状況

本県への外国人旅行者数は、現地と一体となった積極的な誘客活動によって、特に樹氷観光やスキー体験など冬季の訪問者数が増加し、平成 22 年に初めて 9 万人を超えました。しかし、平成 23 年から 24 年は、東日本大震災及び原発事故による風評の影響や、歴史的な円高の進行等により大幅に減少していましたが、風評の払拭が進んだことや、円高の是正やビザの大幅緩和などから、平成 25 年から再び増加に転じ、平成 28 年から令和元年にかけては、4 年連続で過去最高を更新しました。令和 2 年 3 月から令和 3 年にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大による

入国制限によって、インバウンド需要はほぼ消失しましたが、令和4年10月の水際対策の緩和以降は順調に回復し、宿泊者数（R6）、受入数（R5）ともに過去最高となっています。

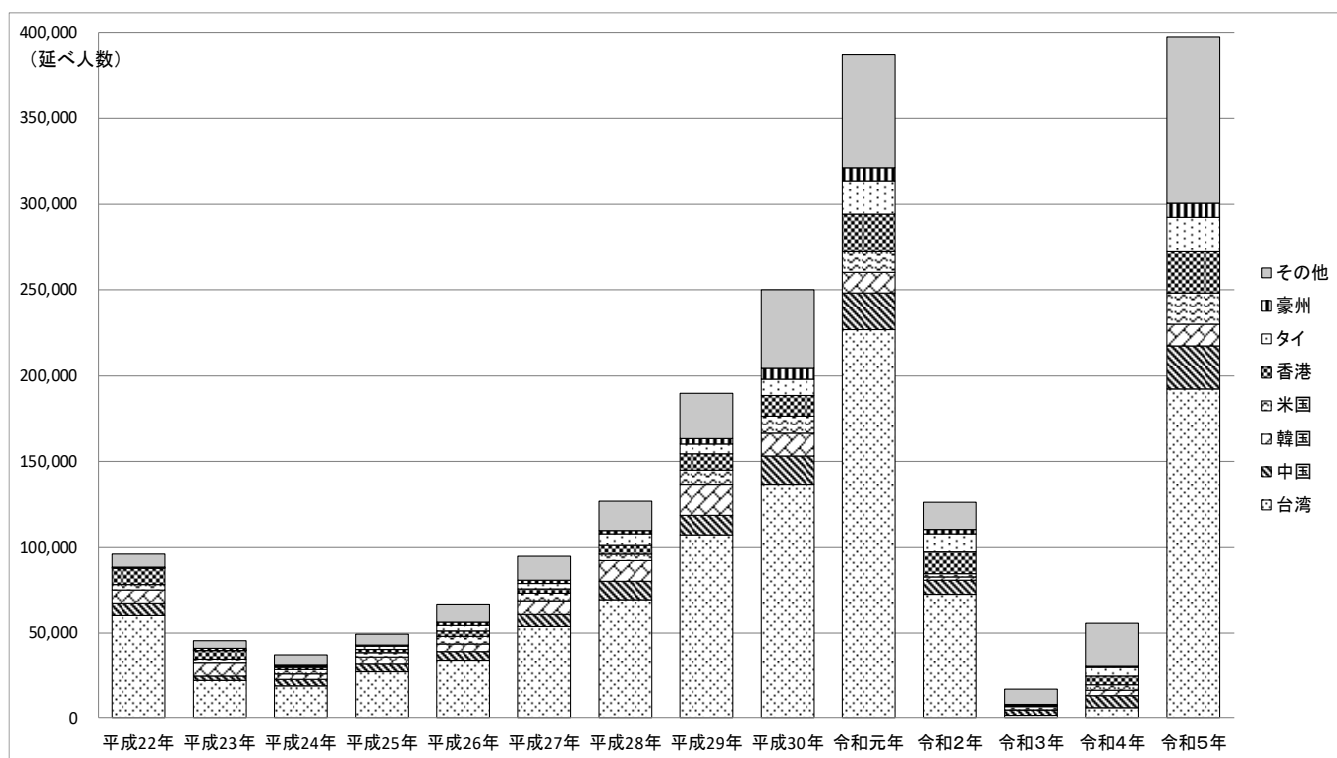
旅行者数を国・地域別にみると、台湾からの旅行者が全体の約半分を占めていますが、コロナ前と比較して米国、豪州、シンガポール等からの旅行者も高い伸び率となっています。

グラフ 5-2-1 本県の外国人延べ宿泊者数の推移



（観光庁「宿泊旅行統計調査」）※従業者数10人以上の宿泊施設が対象。

グラフ 5-2-2 国別外国人旅行者受入数の推移



（県観光交流拡大課「外国人旅行者県内受入実績調査」）

表5-2-1 令和5年に県内で開催された国際会議

市町村名	会議数 (件)	外国人参加者数 (人)	国内参加者数 (人)	参加者総数 (人)
山形市	1	53	47	100

(日本政府観光局「国際会議統計」)

2 国際チャーター便

県内空港への国際チャーター便の運航実績について、山形空港では、便数977便、利用者総数137,997人（令和6年までの累計）となっています。渡航先は、中国や韓国、香港、台湾などが多く、遠くはフィンランド、イタリアやオーストラリア、ニュージーランドへ運航した実績があります。平成15年は、SARS等の影響もあり全く運航されませんでした。

平成16年からは外国人利用（インバウンド）のチャーター便の運航が始まり、主に台湾からのチャーター便を受け入れています。また、空港ビル内の国際線と国内線の動線を分離する改修工事を行い、平成30年2月に供用を開始しました。平成30年には、県内初となる台湾からの国際定期チャーター便の就航が実現し、平成31（令和元）年には208便が運航され、過去最高となりました。

令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症による入国制限等の影響もあり、運航がありませんでしたが、令和5年10月に台湾からの国際定期チャーター便が運航再開されました。

一方、平成3年10月に開港した庄内空港では、便数474便、利用者総数63,549人（同上）となっています。渡航先では、中国、韓国、台湾などが多く、遠くはハンガリーやオーストラリア、ニュージーランドへ運航した実績があります。

平成18年からは外国人利用（インバウンド）のチャーター便の運航が始まり、台湾や韓国からのチャーター便を受け入れています。平成30年には、山形空港とともに台湾からの国際定期チャーター便の就航が実現し、平成31（令和元）年には43便が運航され、過去最高となりました。

令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症による入国制限等の影響もあり、運航がありませんでしたが、令和5年11月に韓国からの国際定期チャーター便が運航されました。

表 5-2-2 国際チャーター便運航状況

山形空港

年 次	便 数	利 用 者 数 (人)	行 先 別 便 数																
			中 国	香 港	フィリピン	グアム	タイ	韓 国	シンガ ポール	オース トラリ ア	ニュー ジーラ ンド	サイバ ン	インド ネシア	ハンガ リ ー	台 湾	メキシ コ	フィン ランド	イタリ ア	カンボ ジ ア
昭和56年	2	192	2																
59	10	1,491	2	8															
60	8	1,150	1	6	1														
61	2	310		2															
62	13	1,878	4	4			2	3											
63	2	280	2																
平成元年	16	2,134		4				12											
2	34	4,737	2	8				24											
3	30	4,856						24	6										
4	43	6,384	6	8				6	9	6	2		2	4					
5	31	5,986	8	6				2	10	4				1					
6	26	4,460	6	1					5	10				2	2				
7	28	4,368	12	2					4		2			2	4	2			
8	20	3,021	12					2	2					2	2				
9	22	3,613	10							2		4		2	4				
10	18	2,813	10								2				4		2		
11	8	1,113	6											2					
12	10	1,253	10																
13	24	3,122	18												6				
14	8	1,019	6						2										
15	0	0																	
16	12	1,523	11					1											
17	10	1,503						2	4						4				
18	13	1,746	3												8			2	
19	2	304	2																
20	6	720	2													4			
21	27	4,055														27			
22	51	6,520														51			
23	4	392														4			
24	18	2,357							6						12				
25	4	681														4			
26	10	1,179														8			2
27	15	2,160														15			
28	40	5,044														40			
29	18	2,621														18			
30	97	13,424														96			1
令和元年	208	27,926														208			
2	54	7,414														54			
3	0	0																	
4	0	0																	
5	33	4,248														33			
6	0	0																	
合計	977	137,997	135	49	1	2	16	102	26	6	6	2	4	9	610	2	2	2	3

※年次は暦年、便数はいずれも片道でカウント

(県山形空港事務所調べ)

庄内空港

年 次	便 数	利 用 者 数 (人)	行 先 別 便 数													
			中 国	香 港	韓 国	シンガ ポール	ロシア	インド ネシア	ハンガ リ ー	台 湾	グアム	オース トラリ ア	ニュー ジーラ ンド	サイバ ン	タイ	カンボ ジア
平成3年	14	2,028	2	4	6	2										
4	17	2,354	2		13	0	2									
5	20	2,755	4	2	14											
6	31	4,848	8	5	10	2		2	2	2						
7	46	6,022	18	4	10	2				6	4	2				
8	26	3,874	12		2					6	2	2		2		
9	24	3,257	6		4					4	6	2	2			
10	43	5,565	27		8					2	4				2	
11	20	2,448	14		2					2					2	
12	21	2,584	17		2					2						
13	31	4,192	21							10						
14	12	1,323	6		2					4						
15	8	1,098		2	2					4						
16	9	1,344	4		2										3	
17	4	522	2		2											
18	11	1,615	3		4					2						2
19	5	470							1	4						
20	4	446								4						
21	2	234								2						
22	4	624								4						
23	10	1,282		2						8						
24	23	2,988	4	4						15						
25	4	580								4						
26	4	614								4						
27	4	572								4						
28	6	910			2					4						
29	6	780			6											
30	16	2,120								16						
令和元年	45	5,494			2					43						
2	0	0														
3	0	0														
4	0	0														
5	4	606			4											
6	0	0														
合計	474	63,549	150	23	97	6	2	2	3	156	16	6	2	2	7	2

※年次は暦年、便数はいずれも片道でカウント

(県庄内空港事務所調べ)

5-3 旅券申請件数等

本県の旅券申請件数は、平成元年に3万件を超えてから毎年増加の傾向をたどり、平成8年には円高による全国的な海外旅行ブーム等を背景に、過去最高の年43,222件に達しました。

新型コロナの影響により、令和2年は4,460件、令和3年は1,415件と激減しましたが、令和4年は3,414件、令和5年は12,343件、令和6年は14,158件と回復傾向となっています。

令和6年旅券発行件数は14,139件で、男女別割合に差はなく、年齢別割合では、20歳未満が25.8%と最も多くなっています。

表 5-3-1

県民の旅券申請件数・出国者数

(単位：人、件)

	旅券	出国者数
平成4年	38,581	64,200
平成5年	34,833	61,971
平成6年	37,013	68,266
平成7年	42,216	77,405
平成8年	43,222	81,911
平成9年	39,655	79,669
平成10年	36,412	73,254
平成11年	36,212	72,054
平成12年	38,777	78,069
平成13年	30,820	67,560
平成14年	26,017	66,112
平成15年	17,408	48,841
平成16年	22,751	62,962
平成17年	22,012	62,362
平成18年	24,380	62,513
平成19年	23,529	59,921
平成20年	20,438	53,787
平成21年	19,271	46,905
平成22年	21,678	53,265
平成23年	20,161	47,604
平成24年	22,035	60,117
平成25年	19,272	53,571
平成26年	17,251	51,177
平成27年	16,096	46,578
平成28年	17,487	48,856
平成29年	17,828	50,485
平成30年	19,127	54,262
令和元年	19,657	55,789
令和2年	4,460	8,055
令和3年	1,415	994
令和4年	3,414	5,063
令和5年	12,343	22,444
令和6年	14,158	-

(出国者数 法務省調べ)

表 5-3-2

令和6年県民の男女別年齢別旅券発行件数

(単位：件、%)

	男	女	計	%
20歳未満	1,776	1,867	3,643	25.8%
20代	1,360	1,703	3,063	21.7%
30代	834	669	1,503	10.6%
40代	982	697	1,679	11.9%
50代	866	872	1,738	12.3%
60代	762	799	1,561	11.0%
70代	437	414	851	6.0%
80歳以上	52	49	101	0.7%
計	7,069	7,070	14,139	100.0%

(外務省調べ)

5-4 出入国の状況

本県の令和5年の出国者数は22,444人と、令和4年と比べて17,381人(443.3%)増加しました。

県内港からの出入国では、山形空港及び庄内空港からの出入国は全てチャーター便によるものです。酒田港からの出入国では、特例上陸許可による入国が817人となっています。

表 5-4-1 令和5年山形県民の出国者数

(単位:人)

年齢	男性		女性		計		%
0～9	259	(86)	279	(84)	538	(170)	2.4
10代	884	(144)	1,118	(193)	2,002	(337)	8.9
20代	2,036	(507)	2,500	(494)	4,536	(1,001)	20.2
30代	1,849	(559)	1,131	(243)	2,980	(802)	13.3
40代	2,306	(685)	1,002	(169)	3,308	(854)	14.7
50代	2,486	(783)	1,167	(196)	3,653	(979)	16.3
60代	2,196	(484)	1,222	(172)	3,418	(656)	15.2
70代～	1,265	(176)	744	(88)	2,009	(264)	9.0
計	13,281	(3,424)	9,163	(1,639)	22,444	(5,063)	100.0

()は令和4年の値

(法務省「出入国管理統計」)

表 5-4-2 令和5年県内港からの出入国者数

(単位:人)

	入国	出国	計
山形空港 (チャーター便)	2,119 (0)	2,135 (0)	4,254 (0)
庄内空港 (チャーター便)	303 (0)	303 (0)	606 (0)
計	2,422 (0)	2,438 (0)	4,860 (0)

		入国	出国	計
酒田港	正規	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	特例上陸	817 (128)		817 (128)

()は令和4年の値

(法務省「出入国管理統計」)

特例上陸許可:船舶や航空機の外国人乗員・乗客に対し、入国管理法に定める在留資格を有していなくても一定の条件を満たす場合に限り、ビザなどを求めることなく簡易手続きによって一時的に上陸を認めること。

